

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の5第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年7月8日

**【会社名】** 株式会社タイヨー

**【英訳名】** TAIYO CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 清川 和彦

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当ありません。

**【本店の所在の場所】** 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年5月24日に提出いたしました第50期（自平成24年3月1日 至平成25年2月28日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 3 評価結果に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所には\_\_線を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

平成25年2月期第3四半期及び平成25年2月期の決算棚卸時において、事前に棚卸業者に送信している商品マスターの単価誤りにより、決算報告における期末原価が過大に計上されていることが判明いたしました。これは、本来は棚卸業者にイベントマスター（期間指定単価）を送信すべきところを通常マスター（定番単価）を送信したことにより発生したものであります。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正し、平成25年2月期第3四半期報告書及び平成25年2月期の有価証券報告書について訂正報告書を提出いたしました。

これらの事実は、当社の棚卸資産の評価に係る業務プロセスの内部統制において、棚卸業者に送信している商品マスターの確認手続がなかったこと、また棚卸実施後の単価チェックに不備があったことによるものと認識しております。

なお、上記事実は当事業年度末日後に判明したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。また、本訂正報告書提出時点においても是正が完了しておりません。

当社としては、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に至った原因分析及び問題点の抽出結果に基づき、以下の是正措置・再発防止策を骨子として具体策の策定・実行に着手する予定であります。

棚卸に際して利用する単価データに誤りを生じさせない、よりシンプルな方法を採用する。

棚卸マニュアルを見直し棚卸実施後の店舗での抜き取りチェックの際に数量に加え単価も検証項目とする。

棚卸データを再度本部側マスターと照合し、単価の正確性を確認する。